65歳以上の皆さんへ 介護保険料のおしらせ

平成30年度から3年間の介護保険料が決まりました。

直方市の介護保険料の基準年額は

75,996円です。

（月額は6,333円です。）

介護保険料の見直し

下の図のとおり、65歳以上の人が負担する保険料の額は、「介護サービスにどのくらい費用がかかるのか」によって、変わってきます。

保険者（市町村）は、介護保険事業計画を3年ごとにたて、介護サービスを利用する人がどのくらいいるのか、それに対する費用がどのくらいかかるのか、といったことを推計し、保険料の見直しを行います。直方市では今後も介護サービスを利用する人数が増え、かかる費用も増加していくことが見込まれますので、第7期事業計画期間（平成30～32年度）の介護保険料基準額は第6期の5,998円（月額）より335円増えて6,333円（月額）となりました。

また第7期は、低所得者の保険料軽減策として公費負担により第1段階の人の保険料の負担割合が軽減されています。

介護保険料の決まり方

市町村でかかる介護サービスの費用と人数によって基準となる額が決まります。

市町村でかかる介護サービスと地域支援事業の**費用** × 65歳以上の人が保険料として負担する割合 **23%**※ ／ 市町村に住んでいる65歳以上の**人数** ＝ 65歳以上の人の**保険料基準年額**

※65歳以上の人の保険料の負担割合が変わりました。
（22%⇨23%）

直方市の現状と見込み

直方市では、65歳以上の高齢者人口および介護認定を受けている人数ともに増加し続けており、それに伴い、介護にかかる費用も増加していくものと見込まれます。

	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
65歳以上の人口	18,058人	18,317人	18,475人	18,572人	18,641人
認定を受けている人	3,900人	3,830人	3,911人	4,009人	4,094人

※平成29年度以降は見込み

介護保険料の段階

市民税の状況と前年中の所得に応じて15段階にわかれます。

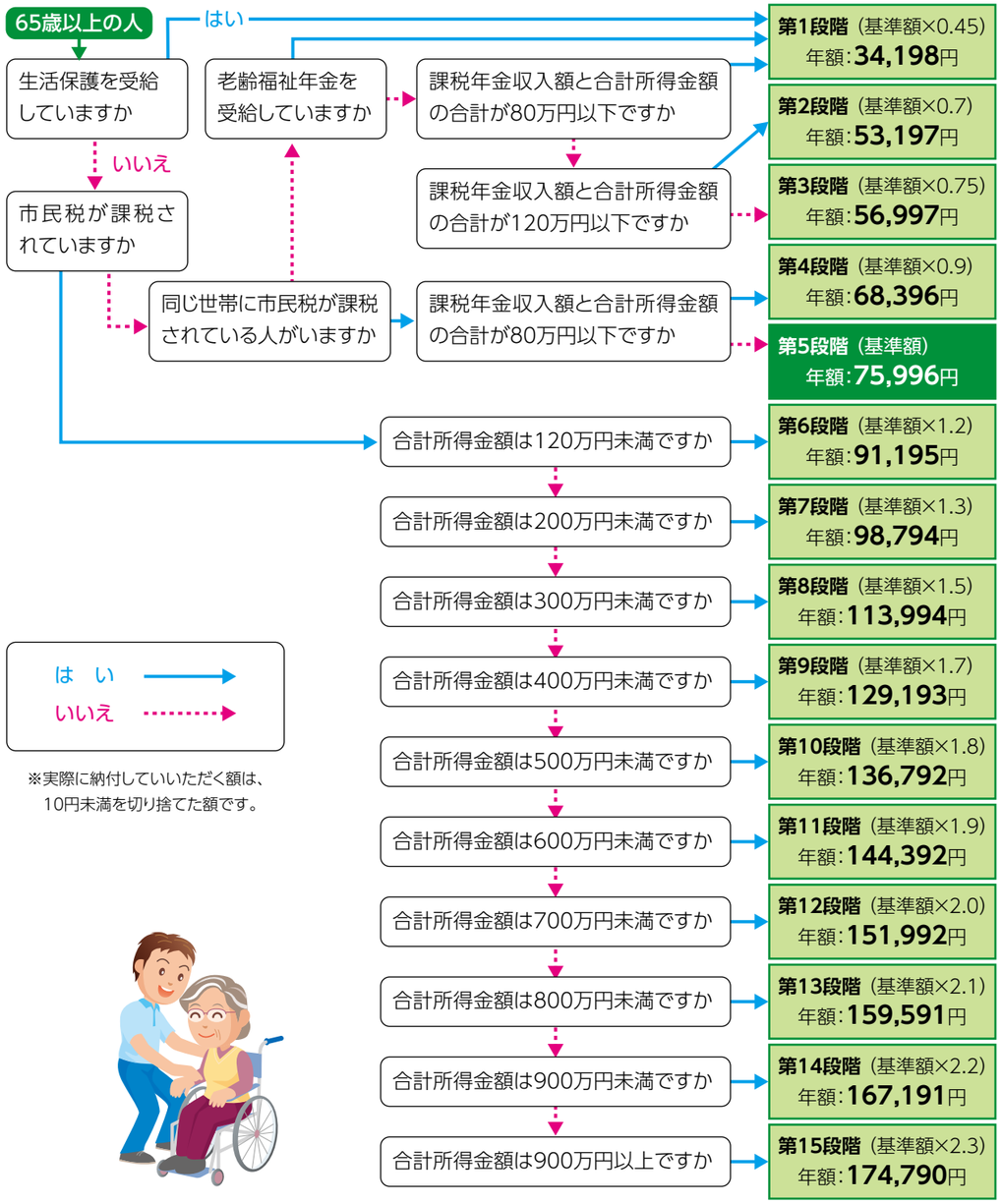

※実際に納付していただく額は、10円未満を切り捨てた額です。

介護保険料の納期

●**普通徴収**（納付書で納付もしくは口座振替）の納期は、7月から翌年3月末の9回です。
※平成30年度より、納期が変更となりました。

●**特別徴収**（年金天引き）は4月から翌年2月までの6回（偶数月）です。4月と6月は原則として2月と同じ金額が年金から天引きされます。

身体を元気に保つことは、健康寿命が延びることにつながります。その結果、介護保険料の抑制にもつながります。

次のページに紹介している「のおがた健康づくりだより」や「高齢者による自主活動団体」などに参加して、心も身体も元気に保ちましょう。

介護保険料についての問い合わせ

保険課 介護保険係（1階7番窓口）
TEL 25-2116